

令和6年度以降入学生

別表第1（第3条関係）

卒業に必要な最低修得単位数【学校教育教員養成課程】

科 目		初等中等教育コース		特別支援教育 コース
		中二	幼二	
教養 教育 科目	全学共通科目	15	15	15
	外国語科目	5	5	5
専 門 教 育 科 目	課程共通科目	5	5	5
	初等教育教科に関する科目	10	10	5
	基本教職に関する科目	52	52	42
	教育展開科目	6	6	6
	特別支援教育に関する科目	—	—	28
	特別支援教育コース展開科目	—	—	10
	幼稚園教諭免許に関する科目	—	23 ^(注1)	—
	中学校教諭免許に関する科目	17, 19又は22 ^(注2)	—	—
	自由選択科目 ^(注3)	8, 6又は3 ^(注4)	2	2
卒業論文に関する科目	6	6	6	
計		124	124	124

注1 幼稚園教諭免許に関する科目について、主免2（初等中等教育コースの学生が卒業要件単位に含まれる科目の単位の修得のみで取得が可能な教員免許であって、小学校教諭1種免許に加えて、幼稚園教諭2種免許又は中学校教諭2種免許の免許を取得することをいう。以下同じ。）が幼稚園に登録された学生は、幼稚園教諭2種免許取得のための単位のうち、必修科目の単位を全て修得すること。

注2 中学校教諭免許に関する科目について、主免2が中学校に登録された学生は、「教育実習（中等）I」の単位及び主免2に登録された教科の中学校教諭2種免許取得のための単位のうち、必修科目の単位を全て修得すること（数学、理科、美術、家庭及び英語は17単位、国語、社会、音楽及び技術は19単位、保健体育は22単位）。

注3 自由選択科目とは、専門教育科目のうち、自由選択科目以外の科目に定められた卒業に必要な最低修得単位数を超えて自由に修得した科目のことをいう。

注4 自由選択科目について、主免2が中学校に登録された学生は、主免2に登録された教科が数学、理科、美術、家庭及び英語の場合は8単位、国語、社会、音楽及び技術の場合は6単位、保健体育の場合は3単位修得すること。